

新旧対照表（愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者表彰要領運用基準）

【新】	【旧】
3. ① 表彰の対象となる請負者（表彰の対象となる請負者が構成員となっている共同企業体及びECI方式による契約を含む。以下同じ。）が、対象年度以降、表彰式までの間に、愛知県から指名停止以上の措置又は愛知県建設局、都市・交通局、建築局建設工事事務調査委員会で文書注意以上の措置を受けた場合。	3. ① 表彰の対象となる請負者（表彰の対象となる請負者が構成員となっている共同企業体を含む。以下同じ。）が、対象年度以降、表彰式までの間に、愛知県から指名停止以上の措置又は愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務調査委員会で文書注意以上の措置を受けた場合。